

ひきこもり基本法の制定を求めるための意見書採択を求める請願

かすみがうら市議会議長

来栖 丈治 殿



2026年 8月 25日

紹介議員 松井 繁行

紹介議員 石澤 正広

紹介議員 鈴木 貞行

紹介議員 鈴木 更司

紹介議員 塚本 直樹

団体名 KHJ 茨城県/鹿行地区家族会

*KHJとは、「特定非営利活動法人 KHJ 全国ひきこもり家族会連合会」

*市民向け名称;ひきこもり不登校/つながり考える鹿行の会)

住所 茨城県

電話

請願代表者 KHJ 茨城県/鹿行地区家族会世話人代表

氏名

請願書の理由

(1)厚労省のまとめによれば、以下のような実態がある。

・2022年度からは、より身近なところでの相談ができ、支援が受けられる環境づくりをめざし「ひきこもり支援センター」の設置主体を市町村に拡充した。

2024年度38自治体で実施。(全国自治体数1741の2%。)

・新たなメニューとして、ひきこもり支援の核となる、相談支援・居場所づくり・ネットワークづくりを一体的に実施する「ひきこもり支援ステーション事業」を開始した。

2024年度110自治体実施(全自治体の6%)。

・また、ひきこもり支援の導入として8つのメニュー(相談支援、居場所づくり、連絡協議会・ネットワークづくり、当事者会・家族会開催事業)から任意に選択し実施する「ひきこもりサポート事業」も開始した。

2024年度155自治体(全自治体の9%)

すなわち厚労省は「ひきこもり支援事業」を具体的に丁寧にし、予算化もしたが、事業主体の市町村自治体での受け止めは不十分だということです。

全国のすべての自治体で「ひきこもり支援推進事業」が展開されるためにも、土台法・根拠法となる法律の制定が必要だと考えます。

2、厚労省は、ひきこもり状態にある本人や家族に関わる際の支援の考え方やポイント、実践例などを示した新たな指針を策定し、1月31日に全国の自治体に通知しました。「ひきこもり支援ハンドブック～寄り添うための羅針盤」です。そこには、次のような思いが込められています。

・一人でも多くの方が窓口で相談できるようにする

・ひきこもり支援のあり方を「医療モデル」から「社会モデル」に転換する

・ひきこもり支援では、本人の「自律」をめざし、本人や家族のペースに合わせたオーダーメイドの伴走型支援の継続に努める

全国のすべての自治体・1741において、当事者・家族の孤立・孤独状態に対して、一刻も早く具体的な支援策を講じていくことが求められていると考えます。

ひきこもり基本法の制定を求めるための意見書採択を求める請願

要旨

内閣府が2023年3月に公表した「子ども・若者の意識と生活に関する調査」によると、ひきこもり状態にある人は、15歳から64歳までの年齢層の約2%、146万人に及ぶと推計されており、幅広い世代のニーズに対応した支援が求められている。

また、KHJ 全国ひきこもり家族会連合会の調査などによると、ひきこもり状態の人のうち40代と50代が全体の4割を占めているほか、ひきこもり期間が10年以上となるケースが最も多いなど、ひきこもりの高齢化や長期化が進んでおり、80代の親が50代の子を支える、いわゆる「8050問題」をはじめ、大きな社会問題となっている。

ひきこもり支援に関係した法整備については、2010年に施行された「子ども・若者育成支援推進法」があるが、対象が40歳未満という若者世代に限られており、また2015年に施行された「生活困窮者自立支援法」は対象を「現に経済的に困窮し最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」に限定していることから、それぞれの法の隙間で支援を受けることができないケースが生じている。

また国においては、ひきこもり支援の核として、2022年度から、相談支援・居場所づくり・ネットワークづくりを一体的に実施する「ひきこもり支援ステーション事業」を開始したものの、実施は一部の市町村にとどまっている。

このような状況を踏まえ、ひきこもり状態にあるすべての世代の人を支援対象とするとともに、必要な施策や支援体制等を明文化し、ひきこもりの人及び家族が全国どこでも必要な支援を受けられるよう国に対して、ひきこもり支援基本法の制定を強く要望する。

下記にその要望の基本を提示する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき国の関係機関への意見書提出を請願します。

記

- 1、ひきこもり状態にある当事者、それを抱える家族に対して、当該者のニーズに応えた支援を伴走型で行う支援体制を整えること
- 2、「子ども・若者育成支援推進法」「生活困窮者自立支援法」を柔軟に運用し、ひきこもり状態の人への具体的な支援が届くようにすること
- 3、当面、厚労省「ひきこもり支援推進事業」を全国の自治体が法的義務として受け止め取り組めるようにすること

提出先

衆議院議長 森 英介 殿
参議院議長 関口 昌一殿
内閣総理大臣 高市早苗 殿
内閣官房長官 木原 稔 殿
厚生労働大臣 上野賢一郎殿
財務大臣 片山さつき殿

茨城県

市議会議長

ひきこもり基本法の制定を求める意見書

内閣府が2023年3月に公表した「子ども・若者の意識と生活に関する調査」によると、ひきこもり状態にある人は、15歳から64歳までの年齢層の約2%、146万人に及ぶと推計されており、幅広い世代のニーズに対応した支援が求められている。

また、KHJ 全国ひきこもり家族会連合会の調査などによると、ひきこもり状態の人のうち40代と50代が全体の4割を占めているほか、ひきこもり期間が10年以上となるケースが最も多いなど、ひきこもりの高齢化や長期化が進んでおり、80代の親が50代の子を支える、いわゆる「8050問題」をはじめ大きな社会問題となっている。

ひきこもり支援に関係した法整備については、2010年に施行された「子ども・若者育成支援推進法」があるが、対象が40歳未満という若者世代に限られており、また2015年に施行された「生活困窮者自立支援法」は対象を「現に経済的に困窮し最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」に限定していることから、それぞれの法の隙間で支援を受けることができないケースが生じている。

また国においては、ひきこもり支援の核として、2022年度から、相談支援・居場所づくり・ネットワークづくりを一体的に実施する「ひきこもり支援ステーション事業」を開始したものの、実施は一部の市町村にとどまっている。

このような状況を踏まえ、ひきこもり状態にあるすべての世代の人を支援対象とするとともに、必要な施策や支援体制等を明文化し、ひきこもりの人が全国どこでも必要な支援を受けられるよう国に対して、ひきこもり支援基本法の制定を強く要望する。

下記にその要望の基本を提示する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき国の関係機関への意見書を提出する。

記

- 1、ひきこもり状態にある当事者、それを抱える家族に対して、当該者のニーズに応えた支援を伴走型で行う支援体制を整えること。

- 2、「子ども・若者育成支援推進法」「生活困窮者自立支援法」を柔軟に運用し、ひきこもり状態にある人への具体的な支援が届くようにすること。
- 3、厚生労働省が実施している「ひきこもり支援推進事業」を全国の自治体の実情に応じてしっかりと取り組めるようにすること。